

玄海3号機 蒸気発生器保管庫工認 仕様の既工認との差分整理表

項目		既工認	蒸気発生器保管庫工認	備考	
要目表	放射性廃棄物の廃棄施設	名称	蒸気発生器保管庫 (1号機設備、1,2号機共用)	蒸気発生器保管庫 (1,2,3号機共用)	・玄海3号機原子炉容器上部ふた取替工事において、取り外した原子炉容器上部ふたを蒸気発生器保管庫に保管することから、当該保管庫を1,2,3号機共用とする。
		容量	地上1階 蒸気発生器 4基 原子炉容器上部ふた 2基 炉内構造物 2基 及び その他廃棄物 880m <sup>3</sup>	地上1階 蒸気発生器 4基 原子炉容器上部ふた 3基 炉内構造物 2基 及び その他廃棄物 880m <sup>3</sup>	・玄海3号機原子炉容器上部ふた取替工事において、取り外した原子炉容器上部ふたを蒸気発生器保管庫に保管することから、容量を変更する。
	放射線管理施設	名称	蒸気発生器保管庫 (1号機設備、1,2号機共用)	蒸気発生器保管庫 (1,2,3号機共用)	・玄海3号機原子炉容器上部ふた取替工事において、取り外した原子炉容器上部ふたを蒸気発生器保管庫に保管することから、当該保管庫を1,2,3号機共用とする。
	火災防護設備	火災区域(区画)名称	—	蒸気発生器保管庫 (1,2,3号機共用)	・1,2,3号機共用に伴い、新規制基準に適合させるため新たに蒸気発生器保管庫を火災防護設備の火災区域・区画構造物として登録する。
		区分	—	火災区域	
		番号	—	SGB	
種類		—	壁		
主要寸法(mm)		—	300		
	材料	—	鉄筋コンクリート		
基本設計方針	放射性廃棄物の廃棄施設	1.5 設備の共用	—	1.5 設備の共用 蒸気発生器保管庫は1号機及び2号機の蒸気発生器の取替えに伴い取り外した蒸気発生器4基等並びに1号機、2号機及び3号機の原子炉容器上部ふた取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた3基等並びに1号機及び2号機の炉内構造物2基等を十分貯蔵保管する能力を有する容量設計を行うこととし、1号機、2号機及び3号機の取り替えた蒸気発生器等の線源強度より生体遮蔽の設計を行うことで、発電用原子炉施設の安全性を損なわない設計とすることから、1号機、2号機及び3号機で共用できる設計とする。	・玄海3号機原子炉容器上部ふた取替工事において、取り外した原子炉容器上部ふたを蒸気発生器保管庫に保管し、当該保管庫を1,2,3号機共用とすることから本記載を追加。
	放射線管理施設	2.4 設備の共用 2.4.2 生体遮蔽装置 (1) 補助遮蔽	—	(1) 補助遮蔽 蒸気発生器保管庫は1号機及び2号機の蒸気発生器の取替えに伴い取り外した蒸気発生器4基等並びに1号機、2号機及び3号機の原子炉容器上部ふた取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた3基等並びに1号機及び2号機の炉内構造物2基等を十分貯蔵保管する能力を有する容量設計を行うこととし、1号機、2号機及び3号機の取り替えた蒸気発生器等の線源強度より生体遮蔽の設計を行うことで、発電用原子炉施設の安全性を損なわない設計とすることから、1号機、2号機及び3号機で共用できる設計とする。	・玄海3号機原子炉容器上部ふた取替工事において、取り外した原子炉容器上部ふたを蒸気発生器保管庫に保管し、当該保管庫を1,2,3号機共用とすることから本記載を追加。

玄海3号機 蒸気発生器保管庫工認 申請書類の既工認との差分整理表

添付書類リスト		既工認からの変更点	設置許可時の説明 からの追加事項 <sup>(注)</sup>		備考
添付資料	添付資料1 許可との整合性に関する説明書	蒸気発生器保管庫共用化に係る申請内容について、設置変更許可と設工認の整合性を説明	—	—	・ 既工認と同様に、設置許可の変更部分について工事の計画の該当箇所を引用し、両者が整合することを確認
	添付資料2 設定根拠に関する説明書	保管対象物（原子炉容器上部ふた）の追加による容量変更	—	—	・ 原子炉容器上部ふたの保管に伴い、容量変更になるが、既工認と同じ確認方法により、蒸気発生器保管庫が十分な容量を有していることを確認
	添付資料3 健全性に関する説明書	蒸気発生器保管庫を構成する施設に係る申請内容について、健全性を説明	—	—	・ 悪影響防止等、環境条件等、試験・検査性、発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止についての説明内容は、既工認と同じ。
	添付資料4 火災防護に関する説明書	蒸気発生器保管庫への火災防護設計について説明	×	追加事項なし	・ 蒸気発生器保管庫は、放射性物質の貯蔵機能を有する構築物が設置される火災区域として設定するが、既工認と同じ確認方法により、火災防護を達成することを確認
	添付資料5 通信連絡設備に関する説明書	蒸気発生器保管庫に設置する通信連絡設備の設計について説明	×	追加事項なし	・ 蒸気発生器保管庫は、工場等に該当するが、既工認と同じ方針により、通信連絡設備を施設することを確認
	添付資料6 安全避難通路に関する説明書	蒸気発生器保管庫に設置する安全避難通路の設計について説明	×	追加事項なし	・ 蒸気発生器保管庫は、発電用原子炉施設に該当するが、既工認と同じ方針により、安全避難通路等を施設することを確認
	添付資料7 非常用照明に関する説明書	蒸気発生器保管庫に設置する安全避難通路を構成する避難用照明の設計について説明	×	追加事項なし	・ 蒸気発生器保管庫は、発電用原子炉施設に該当するが、既工認と同じ確認方法により、照明用の電源を喪失した場合においても機能が損なわないことを確認
	添付資料8 耐震性に関する説明書	蒸気発生器保管庫を構成する施設に係る申請内容について、耐震性を説明	×	追加事項なし	・ 蒸気発生器保管庫を構成する施設は耐震Cクラスであり、Cクラスの設計方針については、既工認と同じ。
	添付資料9 管理区域の出入管理設備及び環境試料分析装置に関する説明書	蒸気発生器保管庫（管理区域）の出入管理設備についての設計について説明	—	—	・ 蒸気発生器保管庫は、管理区域であるため、既工認と同様、立ち入り防止のための措置を講じることを確認
	添付資料10 生体遮蔽装置の放射線の遮蔽及び熱除去についての計算書	保管対象物（原子炉容器上部ふた）の追加に伴う、補助遮蔽の放射線の遮蔽及び熱除去の評価について説明	○	設置許可の内容に加え、遮蔽体の熱除去評価について説明	・ 原子炉容器ふたの保管に伴い、補助遮蔽の遮蔽、熱除去評価が必要であるが、既工認と同じ評価方法により放射線の遮蔽能力等を有していることを確認 ・ 設置許可後に2号廃止措置計画認可申請書認可を得たため、敷地等境界外での直接線量及びスカイシャイン線量の評価結果のうち、2号原子炉格納容器の評価結果を削除
	添付資料11 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書	設計及び工事に係る品質マネジメントシステムを説明	—	—	・ 品質マネジメントシステムの説明内容は既設工認と同じ
添付図面	第1図 主要設備の配置の状況を明示した平面図（発電所全体図）	3号機の主要設備の配置図に蒸気発生器保管庫を追加	—	—	—
	第2図 通信連絡設備の取付個所を明示した図面	蒸気発生器保管庫に設置する通信連絡設備の配置を記載	—	—	—
	第3図 安全避難通路を明示した図面	蒸気発生器保管庫に設置する安全避難通路の配置を記載	—	—	—
	第4図 非常用照明の取付個所を明示した図面	蒸気発生器保管庫に設置する非常用照明の配置を記載	—	—	—
	第5図 放射性廃棄物の廃棄施設に係る機器の配置を明示した図面	蒸気発生器保管庫の配置を記載	—	—	—
	第6図 放射性廃棄物の廃棄施設の構造図	蒸気発生器保管庫の構造を記載	—	—	・ 名称、容量が変更となるが、その他は既工認と同じ
	第7図 放射線管理施設に係る機器の配置を明示した図面	蒸気発生器保管庫の補助遮蔽の配置を記載	—	—	—
	第8図 放射線管理施設の構造図	蒸気発生器保管庫の補助遮蔽の構造を記載	—	—	・ 名称が変更となるが、その他は既工認と同じ
	第9図 火災防護設備に係る機器の配置を明示した図面及び構造図	蒸気発生器保管庫の火災区域構築物及び火災区画構築物の配置及び構造を記載	—	—	—

(注) 設置許可時の説明からの追加事項の凡例は以下のとおり。  
 ○：設置許可時に説明した内容から追加あり  
 ×：設置許可時に説明した内容から追加なし  
 —：設置許可時に説明未実施